

訴訟に関する書類及び証拠物の写しの交付に関する意見書

2010年（平成22年）7月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

弁護人の書類閲覧謄写について定めた刑事訴訟法第40条を，弁護人が訴訟に関する書類及び証拠物の写しについて無償交付を求めることができるよう別紙のとおり改正すべきである。

第2 意見の理由

1 現行規定

- (1) 刑事訴訟法（以下「法」という。）第40条第1項及び刑事訴訟規則（以下「規則」という。）第31条は，弁護人による訴訟書類及び証拠物の閲覧・謄写請求権を規定している。さらに，法第46条は，被告人その他訴訟関係人による裁判書及び裁判を記載した調書（以下「裁判書等」という。）の謄本及び抄本（以下「謄本等」という。）の交付請求権を規定しているが，刑事訴訟法施行法（以下「施行法」という。）第10条により，この謄本等の交付は有償（1枚60円）である旨が規定されている。
- (2) したがって，弁護人が，裁判書等の謄本等（写しを含む）を入手するためには，裁判所に対し，謄本等を交付請求し，その手数料を納付するか，謄写を申請して自己の費用で謄写しなければならない。また，裁判所が作成する公判調書（手続調書・尋問調書）等の写しは，裁判書等に含まれず，謄本等交付請求の対象外であるから，謄写申請して自己の費用で謄写することにならざるを得ない。いずれにしろ，これらの入手は有償となる。
- (3) なお，公判調書に引用されてその一部となる録音体（規則第52条の20）や裁判員裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第65条第1項本文）については，実務運用上，弁護人が空の録音体又は記録媒体を裁判所に持参して謄写申請すれば，裁判所が無償でダビングしてくれるが，空の録音体・記録媒体は弁護人が購入せねばならないため，やはり完全無償で入手できないことは同様である。

2 衡平性

現在の実務運用では，裁判所は，検察官に対しては訴訟記録の貸出しを認め

ており、検察官は、この貸出しを受けることにより、自庁で公判調書等を精査し、さらに自庁の複写機を用いて写しを作成することが可能である。これに対し、弁護人には訴訟記録の貸出しが認められていないため、弁護人は自ら裁判所に出かけて行かなければ訴訟記録にアクセスすることができない。この実務運用は、訴訟当事者の衡平の観点から、明らかに不合理である。従って、弁護人が、公判調書等の写しの交付を裁判所から受けられるようになれば、この不公平は是正される。

3 訴訟促進及び弁護活動の充実

(1) 公判段階における弁護活動は、検察官が取調べを請求した証拠書類及び証拠物の検討や公判期日における証人尋問・被告人質問のみならず、公判手続自体及び証人尋問・被告人質問等の結果を検討し、効果的な弁論を行うことを最終目的とするから、裁判所が作成する公判調書等の検討は、極めて重要な弁護活動として位置づけられる。

(2) この点、裁判所が作成する公判調書等の写しが弁護人に交付されるならば、弁護人が公判調書等を閲覧・謄写するために時間を割く手間が解消されるので、その分だけ実質的かつ実効的な弁護活動に時間を割くことができ、訴訟促進にも資する。しかも、証人・被告人の数が多くなれば、裁判所が作成する公判調書等の枚数も格段に増えることになるから、なおさらである。

(3) もっとも、公判調書等の全部を謄写しなければ十分な弁護活動ができないのかとの指摘があり得る。しかしながら、弁護人としては、訴訟記録全部を謄写しておかなければ、常時、記録を検討することができない立場にあり、上記の訴訟当事者の衡平の観点もさることながら、弁護活動の充実の観点からも、訴訟記録全部の謄写が必要不可欠である。

4 謄写料問題の解決

現在、裁判所における記録の謄写については、日本司法支援センターから2010年4月1日以降に指名通知請求された事件において1枚当たり40円の謄写費用が支給されることとなったが、対面式の場合、謄写費用が割高な一方で、地方によっては依然として満額が実費支給されていない。そのため、訴訟記録を綿密に検討するために記録を謄写すればするほど国選弁護報酬が実質的に目減りするという背理が生じている。確かに、裁判所においては、セルフ式複写であれば1枚20円でほぼ統一されており、法テラスから支給される謄写費用の1枚当たりの上限額によって手当される。とはいえ、セルフ式複写に要する時間や手間を考えた場合、弁護人や弁護人の補助者が記録の貸与を受けて、裁判所構内で自ら複写機で複写するというのは負担が過重である。しかしなが

ら、弁護人が裁判所から公判調書等の写しの交付を受けられるならば、この謄写料に関する問題の解消に寄与することは間違いない。

5 別途の予算計上が不要

裁判所は、書記官において公判調書等を文書として作成しなければならない義務があるから、この写しを作成して弁護人に交付することは、その作成の際に余分に1部をコピーすれば足り、新規に設備を設けたり、そのための人員を配置したりする必要はない。したがって、弁護人に対する公判調書等の写しの交付には、別途に予算を計上する必要がなく、その手間もわずかである。さらにコストダウンを図ろうと思えば、紙媒体で弁護人に交付するのではなく、紙の記録をスキャナーで読み取り、電子データ化したものを電磁的記録媒体（CD・DVD）にコピーして交付するという方法も考えられる。

6 録音体・記録媒体の複製交付

なお、上記の公判調書に引用されてその一部となる録音体（規則第52条の20）や裁判員裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第65条第1項本文）についても、公判調書等と一体となるものとして、その複製の交付を義務づけるべきである。

7 総括

以上から、弁護人の書類閲覧謄写について定めた刑事訴訟法第40条を、弁護人が訴訟に関する書類及び証拠物の写しについて無償交付を求めることができるよう別紙のとおり改正すべきである。

以上

〔別紙〕

刑事訴訟法第四十条

弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、謄写することができ、かつ、写しの交付を一通にかぎり請求することができる。但し、証拠物を謄写し又は写しの交付を受けるについては、裁判長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。